

# 県規則の改正（案）概要

県管理の県道における歩行者利便増進道路の指定に向けて、  
県規則の一部を改正する。

## 改正内容（新設項目）

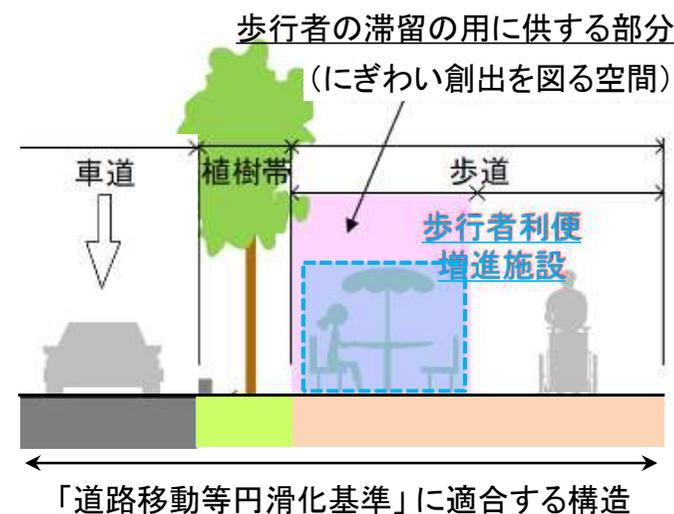
※いずれも道路構造令と同様

第45条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは  
自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である  
自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、  
歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の  
適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、  
歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するもの  
とする。この場合において、必要があると認めるときは、  
当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進  
に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の  
円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）  
第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、  
同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造  
とするものとする。

## ❖イメージ図



# 県規則の改正（案）概要

## ❖ 歩行者利便増進道路 イメージ図



| 規定項目の例       | 規定内容【道路移動等円滑化基準】           |
|--------------|----------------------------|
| 歩道の有効幅員      | 交通量が多い道路は3.5m以上、その他は2.0m以上 |
| 視覚障害者誘導用ブロック | 必要な箇所に設置                   |
| 横断歩道         | 接続部の高さ2cm(標準)              |
| 歩道と車道の分離     | 縁石(高さ15cm以上)や植樹帯、柵の設置      |

- : 利便増進誘導区域(道路管理者による指定範囲)  
 ※道路移動等円滑化基準への適合が必要
- : 歩行者利便増進施設(事業者による占用物件)